

【EU】廃棄物関連指令の改正

海外立法情報課 島村 智子

* 2015 年 12 月に循環経済パッケージとして提案された、廃棄物管理に関する 6 つの指令を改正する 4 つの指令が制定され、2018 年 6 月 14 日に公布された。

1 背景・経緯

欧州委員会は、循環経済（circular economy）への移行推進を目的とした一連の文書「循環経済パッケージ」（Circular economy package）を 2015 年 12 月 2 日に公表した¹。循環経済は、資源の有効利用、製品の長寿命化、再利用・リサイクルなどによって、資源・製品を持続可能な形で循環させるもので、廃棄物の量は最小限に抑えられる。この実現により、EU 域内の企業にとって 6000 億ユーロ²の節約効果をもたらす競争力向上につながることに加え、雇用の創出、温室効果ガスの排出量削減、輸入資源への依存度低減など、経済・環境の両面において様々な利益が見込まれている。

同パッケージは、循環経済に向けた行動計画³と、4 つの指令案⁴から成る。行動計画は、設計から生産、消費、廃棄物の管理、再生資源の利用を含む、製品のライフサイクルの各段階における EU の今後の取組を示している。また、4 つの指令案はそれぞれ、①廃棄物枠組み指令（Directive 2008/98/EC）、②廃棄物埋立指令（Directive 1999/31/EC）、③包装廃棄物指令（Directive 94/62/EC）、④廃自動車指令（Directive 2000/53/EC）、電池・蓄電池廃棄物指令（Directive 2006/66/EC）及び電気電子機器廃棄物指令（Directive 2012/19/EU）を改正するものである。その後の審議を経て 2018 年 6 月 14 日、4 指令が公布された⁵。各加盟国には、指令の内容を 2020 年 7 月 5 日までに国内法制化することが義務付けられている。

なお、行動計画と関連して、プラスチック廃棄物に関する政策文書（本誌 275-2 号（2018 年 5 月）p.22 参照）等を含む新たな循環経済パッケージが 2018 年 1 月に公表され、これに基づく取組も現在進められている。

2 廃棄物関連指令改正の概要

（1）廃棄物枠組み指令の改正（Directive (EU) 2018/851）

廃棄物枠組み指令は、廃棄物の分類や処理方法などについて包括的な枠組みを定めたもので、廃棄物管理関連の立法・政策における優先順位について、①予防（廃棄物量の削減、環境・人体への悪影響低減又は製品等の含有有害物質削減のため、廃棄物となる前に講じられる措置）、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 9 月 7 日である。

¹ 欧州委員会は当初、循環経済に向けた政策パッケージを 2014 年 7 月に公表したが（本誌 261-1 号（2014 年 10 月）pp.6-7 参照）、その後、同年 12 月に立法提案の撤回を決定し、内容を変更して 2015 年 12 月に改めて公表した。

² 1 ユーロは約 130 円（平成 30 年 9 月分報告省令レート）。

³ “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Closing the loop—An EU action plan for the Circular Economy,” COM(2015) 614 final, 2015.12.2. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0614>>

⁴ COM(2015) 593, COM(2015) 594, COM(2015) 595, COM(2015) 596.

⁵ Directives (EU) 2018/849, 2018/850, 2018/851, 2018/852, OJ L150, 2018.6.14, pp.93-154. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2018:150:TOC>>

②再利用のための準備（洗浄・修理等）、③リサイクル、④その他の再生利用（焼却による熱エネルギーの回収等）、⑤再生利用しない処分（埋立て等）の順とすることを規定している。また、2020年までの再利用・リサイクルの目標値や、各加盟国が行う分別収集、廃棄物管理に伴う費用の汚染者負担の原則についても定めている。今回の改正により、都市ごみの再利用・リサイクルの割合について新たな目標値が定められ、2025年までに55%以上、2030年までに60%以上、2035年までに65%以上へ引き上げることとされた。また、製品の長寿命化・修理可能性・再利用可能性・アップグレード利用可能性の推進、食品廃棄の削減など、加盟国が行う廃棄物抑制のための措置が盛り込まれた。このほか、リサイクル・廃棄を含む製品の全てのライフサイクルにおいて生産者に責任を課す、拡大生産者責任制度に関する規定がより詳細化された。また、食品廃棄物及び有害廃棄物について、分別収集の強化が盛り込まれた。

（2）廃棄物埋立指令の改正（Directive (EU) 2018/850）

廃棄物埋立指令は、埋立総量や有害性の低減を狙いとして、廃棄物の埋立てに関する環境基準、技術的管理手順、許認可等の条件を規定したものである。同指令の内容には、液体廃棄物、医療廃棄物及び使用済みタイヤの埋立禁止、埋立施設の開設、運営、閉鎖及びその後の管理に係る費用を事業者負担とすること、生分解性都市ごみの埋立削減目標（2006年までに1995年の総重量の75%、2009年までに50%、2016年までに35%）などが含まれている。今回の改正により、都市ごみの埋立量を、2035年までに総重量の10%以下に削減すること等が規定された。

（3）包装廃棄物指令の改正（Directive (EU) 2018/852）

包装廃棄物指令は、輸送、保管、販売等において使用される包装材の廃棄に関するもので、包装廃棄物の発生抑制、再利用・リサイクル、及び最終処分量の削減のための措置を定めている。同指令では、包装廃棄物のリサイクル率を、2001年までに重量で最低25%から最高45%（その後2005年の改正により、2008年までに最低55%から最高85%）とするよう目標を定め、特定素材の包装廃棄物についてもそれぞれのリサイクル率目標を定めている。また、2015年の改正（本誌262-1号（2015年1月）pp.6-7参照）により、レジ袋の使用量削減・有料化についての規定が追加された。今回の改正では、2030年末までのリサイクル率目標について、包装廃棄物全体で最低でも70%とすること、また、素材別ではプラスチック55%、木材30%、鉄系金属80%、アルミニウム60%、ガラス75%、紙・ダンボール85%とすることが定められた。

（4）廃自動車指令、電池・蓄電池廃棄物指令、及び電気電子機器廃棄物指令の改正（Directive (EU) 2018/849）

廃自動車指令は、自動車に使用される有害物質の制限や、廃自動車及びその部品の再利用・リサイクルの目標について定めている。電池・蓄電池廃棄物指令は、電池・蓄電池の処分やリサイクルに関するもので、回収率目標のほか、販売に際しての水銀及びカドミウムの含有量制限を定めている。電気電子機器廃棄物指令（WEEE指令：本誌251-2号（2012年5月）pp.6-7参照）は、電気製品や情報通信機器などの廃棄物削減及び再利用・リサイクルの促進のため、回収率の目標を定めている。これらの指令の改正においては、実施促進のインセンティブとしての経済的手法の活用、加盟国による実施報告の内容・期限などが定められた。

参考文献

- ・「EUが目指す循環型経済～その背景と取り組み『EU MAG』Vol.60, 2017.5.30. <<http://eumag.jp/feature/b0517-2/>>
- ・Didier Bourguignon, “Circular economy package: Four legislative proposals on waste,” *Briefing*, European Parliamentary Research Service, 2018.7. <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625108/EPRS_BRI\(2018\)625108_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/625108/EPRS_BRI(2018)625108_EN.pdf)>